

宮崎国際大学大学院学則

目次

- 第1章 総則
 - 第1節 目的等
 - 第2節 組織
 - 第3節 教員組織
 - 第4節 研究科委員会
- 第2章 修業年限及び在学年限
- 第3章 学年、学期及び休業日
- 第4章 入学
- 第5章 教育の方法及び履修方法等
- 第6章 課程の修了要件及び学位授与
- 第7章 休学、退学、除籍、転学・転コース、留学、復学
- 第8章 賞罰
- 第9章 入学検定料・入学金及び授業料等
- 第10章 奨学金制度
- 第11章 雑則
- 第12章 学則の改廃

第1章 総 則

第1節 目 的 等

(趣旨)

第1条 この学則は、宮崎国際大学学則第2条の2の規定により、宮崎国際大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学大学院は、学校法人宮崎学園の建学の精神「礼節・勤労」に則り、グローバル社会の多様性を尊重し、グローバルな要請にも応じられるよう、特に言語と国際文化・社会に関する教育を通して、多様な人種が共存し豊かな国際社会を築くことに貢献できる専門的職業人を育成することを目的とする。

- (1) 高い語学力と高度な国際コミュニケーション分野の知識を身に付け、グローバル社会で確実なコミュニケーション力を発揮できる能力を有する。
- (2) 国際コミュニケーションの観点から専門的な研究を行うために必要な学術的思考力を身に付け、国際社会の課題や諸問題を理解し、論理的かつ批判的に分析する能力や問題・課題の解決に向けて提言・実行する能力を有する。
- (3) グローバルな交渉現場に必要な、客観的思考力や高度な推理・判断力を常に向上させる意欲・関心・態度を有する。
- (4) 異文化の多様性を客観的に見つけ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を有する。

(5) 現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する。

(自己点検・評価)

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、FD活動を法令に準じて行うものとする。

第2節 組 織

(課程)

第4条 本学大学院に、修士課程を置く。

(研究科及び専攻)

第5条 本学大学院に、国際教養研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 前項の研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員	コース
国際教養研究科	国際教養学専攻	5名	10名	国際コミュニケーションコース
				国際社会研究コース

3 各コースの教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 「国際コミュニケーションコース」では、英語コミュニケーション能力の向上に重きを置いており、グローバル社会で確実なコミュニケーション力を発揮できる能力を有する人材を養成する。
- (2) 「国際社会研究コース」では、多国の異文化理解や国際社会事情（課題や問題）に重きを置いており、異文化の多様性を客観的に見つけ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を身に付け、現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する人材を養成する。

第3節 教員組織

(教員組織)

第6条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、原則として宮崎国際大学（以下「本学」という。）の教授、准教授及び講師の中からこれを充てる。

2 必要がある場合は、非常勤講師を加えることができる。

3 本学大学院に研究科長を置く。

- (1) 研究科長は、研究科の専任の教授をもって充て、研究科の校務をつかさどる。
- (2) 研究科長は、研究科委員会での互選により候補者を選び、学長と理事長の協議で決定する。
- (3) 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 研究科長に欠員が生じたときは、改めて選考を行うこととし、後任者の任期は、前任者の

残任期間とする。

4 本学大学院に副研究科長 1 人を置く。

- (1) 研究科長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代行する。
- (2) 副研究科長は、研究科の専任の教授をもって充て、研究科長が指名する。
- (3) 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。
- (4) 副研究科長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 4 節 研究科委員会

(研究科委員会)

第 7 条 本学大学院の運営に係る事項を審議するため研究科委員会を置き、学長を除く研究科専任の教員をもって組織する。

2 研究科委員会についての審議事項等については別に定める。

第 2 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 8 条 本学大学院の修業年限は、2 年とする。

2 長期履修制度を利用する場合の修業年限は、最長 4 年とする。長期履修制度に関する事項は、別に定める。

(在学年限)

第 9 条 本学大学院の学生は、4 年を超えて在学することができない。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 10 条 本学大学院の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期及び授業期間)

第 11 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで

- 2 学長は、必要と認めた場合は、前項の日程を変更することができる。
- 3 1 年間のうち授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(休業日)

第 12 条 本学大学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は教育上必要と認める場合には、休業日に授業を課すことができる。

第4章 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、秋季入学の場合は、後期の始めとする。

(入学の資格)

第14条 本学大学院に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 一般選抜及び社会人選抜での入学

ア 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

イ 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者

ウ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育法における16年の課程を修了した者

オ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

カ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）

キ 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、本研究科が所定の単位を優秀な成績をもって取得したとして認めた者

ク 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育法における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該過程を修了した者

ケ 学校教育法第102条第2項の規定により、本研究科以外の研究科に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

コ 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(2) 外国人留学生特別選抜での入学

一般選抜のいずれかの出願資格に該当する者で、外国の国籍を有し、日本における在留資格が本学の入学に支障がない者

(入学の志願の手続き)

第15条 本学大学院に入学を志願する者は、別に定める書類に入学検定料を添えて所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(入学試験)

第 16 条 入学志願者の選考は、研究科において教育を受けるに必要な学力及び能力について行う。

2 前項の選考の方法は、研究科委員会が定める。

(入学の手続及び入学許可)

第 17 条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学大学院所定の書類を学長に提出するとともに、入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、研究科委員会の議を経て、入学を許可する。

3 正当な理由なくして第 1 項の手続きを怠る者は、入学を許可しない。

第 5 章 教育の方法及び履修方法等

(教育の方法)

第 18 条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

2 本学大学院における履修方法並びに授業科目及びその単位数、その他必要な事項は「大学院履修規程」に定める。

(授業の方法)

第 19 条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることがある。

(指導教員グループ)

第 20 条 研究科における研究・教育の指導は、主指導教員 1 人及び副指導教員 2 人からなる指導教員グループにより行うものとする。

2 主指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授及び准教授とする。

3 副指導教員は、原則として、各コースの研究指導又は研究指導の補助を担当する資格を有する教員のうちから各 1 人を、主指導教員が当該学生と協議の上、決めるものとする。

(研究指導計画書)

第 21 条 指導教員グループは、当該学生に対して課程修了までの研究指導計画書を作成した上で、学生に明示し、研究科長へ提出する。

(教育方法の特例)

第 22 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第 23 条 研究科の学生は、別表に掲げる授業科目のうちから 30 単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の選定等)

第 24 条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

- 2 指導教員が教育研究上必要と認めるときは、他のコースの授業科目及び単位を指定して履修させることができる。
- 3 前項の規定により修得した単位については、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(単位の計算方法)

第 25 条 単位の計算については、次のとおりとする。

- (1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習は、15 時間又は 30 時間をもって 1 単位とする。
- (3) 実験・実習・実技及び研究は、30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

(授業科目履修の認定等)

第 26 条 各授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告により行うものとする。

- 2 前項の試験は、原則として每学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない理由のため受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

第 27 条 各授業科目の成績は、A (秀)、B (優)、C (良)、D (可)、F (不可) の 5 種の評語をもって表し、A (秀)、B (優)、C (良)、D (可) を合格とし、F (不可) を不合格とする。

評 点	評 語	認 定
100 点～90 点	A (秀)	合格
89 点～80 点	B (優)	合格
79 点～70 点	C (良)	合格
69 点～60 点	D (可)	合格
59 点～ 0 点	F (不可)	不合格

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(成績評価に関する申立て)

第 28 条 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合は、原則として、各学期末までに研究科長に異議を申立てることができる。

(他大学の大学院における授業科目の履修等)

第 29 条 研究科長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、学生に当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、研究科委員会の議を経て、10 単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

3 研究科長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

4 第 1 項に定める授業科目の履修の期間及び前項に定める研究の期間は、原則として 1 年以内とする。

(学位論文又は特定の課題についての研究成果の報告書の提出)

第 30 条 学位論文あるいは特定の課題についての研究成果の報告書は、定められた期日までに提出しなければならない。

2 学位論文の提出資格については「学位論文審査細則」に定める。

3 特定の課題についての研究成果の報告書の提出資格については「特定の課題についての研究成果審査細則」に定める。

(学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の方法)

第 31 条 研究科委員会は、審査委員会を設置し、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の可否を決定するものとする。

3 学位論文審査に関する事項は「学位論文審査細則」に定める。

4 特定の課題についての研究成果審査に関する事項は「特定の課題についての研究成果審査細則」に定める。

第 6 章 課程の修了要件及び学位授与

(課程の修了要件)

第 32 条 本学大学院に 2 年以上在学し、第 23 条に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

2 修了の時期は、3 月及び 9 月とする。

(学位の授与)

第 33 条 学長は、修士課程を修了した者に、修士（国際コミュニケーション学）又は修士（国際

社会文化学)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、退学、除籍、転学・転コース、留学、復学

(休学)

第34条 疾病その他特別の理由により、引き続き2カ月を超えて修学することが困難で、休学しようとする者は、保証人連署の上、休学願を提出しなければならない。

2 学長は、疾病その他特別の理由により、修学が適当でない認められる者については、研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときには、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第9条に規定する在学年限及び第32条に規定する在学年数に算入しない。

6 休学者が復学するときは、所定の期日までに復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。復学は学期の始めからとする。

7 休学期間中の学生納付金は、第46条第3項に準ずる。

(退学)

第35条 疾病その他の事由により退学したい者は、保証人連署の上退学願を提出し、研究科委員会での承認及び学長の許可を経て退学できる。

2 前項によって退学を許可された者が、再入学を願い出るときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

3 ただし、再入学の願い出が学期の途中であるときは、次の学期から許可する。

4 退学を願い出る者は、その学期までの授業料等学生納付金を納入しなければならない。

5 退学しようとする者は、退学前に退学願を提出しなければならない。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号の一に該当する場合は、研究科委員会の議を経て除籍する。

(1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者

(2) 所定の登録手続きをせず、また休学・退学の手続きをしない者

(3) 授業料、諸費の未納が3カ月以上に及ぶ者

(4) 在学年限を経過してもなお卒業に必要な単位を取得できない者

(5) 休学期間を超えてもなお復学もしくは退学しない者

(6) 死亡又は行方不明の者

2 除籍された者が再入学を願い出たときは、学長は研究科委員会の議を経てこれを許可する。

(転学・転コース)

第37条 他の大学の大学院に転学しようとする者は、転学前に転学届を提出しなければならない

い。

- 2 転コースを希望する者については、受入れ分野の選考を経て、教育効果及び修業年限等を勘案し、研究科委員会で審議の上、認めることができる。

(留学)

第 38 条 本学大学院に在籍のまま外国の大学の大学院で学修しようとする者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第 32 条に定める在学年数に含めることができる。
- 3 留学の期間や留学先での単位については第 29 条を準用する。

(復学)

第 39 条 学長は、次のいずれかに該当する者を、研究科委員会の議を経て、復学又は復籍させることができる。

- (1) 休学中の者で休学理由が消滅し、復学を願い出た者。
- (2) 第 36 条第 1 項第 3 号の規定により除籍された者で、当該滞納納入金を添えて復籍を願い出た者。
- (3) (1) 及び (2) の者が復学・復籍した場合、以前の単位は卒業取得要件に含まれる。

第 8 章 賞 罰

(表彰)

第 40 条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、研究科委員会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第 41 条 学長は、本学大学院の学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為があった者を懲戒することができる。

- 2 学生懲戒委員会は懲戒の可否及び懲戒処分の軽重を審議し、その結果を研究科委員会に提案する。
- 3 懲戒の可否及び懲戒処分の軽重は、研究科委員会委員会の議を経て、学長が決定する。
- 4 懲戒の種類は、譴責、停学及び退学とする。
- 5 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行なう。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく、出席が常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 42 条 前条の決定による懲戒に対し異議ある者は、学長に対して再審査を請求することができる。

第 9 章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料)

第 43 条 第 15 条に定める入学検定料は 30,000 円とする。ただし、本学卒業生の入学検定料は 10,000 円とする。

(入学金等)

第 44 条 第 17 条に定める本学大学院の学生の入学金は、200,000 円とする。ただし、本学卒業生の入学金は 100,000 円とする。

(再入学金)

第 45 条 第 35 条第 2 項の規定により、退学した者、及び第 36 条第 1 項第 3 号の規定により除籍された者が再入学を許可された場合には、前条に定める入学金の 2 分の 1 を納入しなければならない。

(授業料)

第 46 条 授業料は 750,000 円とし、これを次の 2 期に分けて指定期日までに納入しなければならない。

前期 (4 月 1 日から 9 月 30 日まで) 納期 4 月 10 日まで

後期 (10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで) 納期 10 月 31 日まで

- 2 授業料は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。
- 3 学期が始まる前に休学願を提出した場合の休学期間中の授業料の納入は免除する。
 - (1) なお、外国籍の学生が、兵役等出身国の定めにより、やむを得ず休学しなければならない場合は、学長がこれを免除することができる。
- 4 学期の途中において休学する場合は、その学期分の授業料を納入しなければならない。

(退学・除籍者の学納金の取扱い)

第 47 条 退学、除籍の者であっても、既納の学生納付金は返還しない。また、未納のときは、直ちにこれを納入しなければならない。

第 10 章 奨学金制度

(奨学金の給付及び貸与)

第 48 条 本学大学院に奨学金制度を置き、奨学金の給付及び貸与を行う。

- 2 奨学金に関する事項は、別に定める。

第 11 章 雑 則

(科目等履修生)

第 49 条 本学大学院に科目等履修生を入学させることができる。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(公開講座)

第 50 条 地域社会の教育、学術及び文化の振興と普及に貢献するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第 12 章 学則の改廃

(学則の改廃)

第 51 条 学則の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得なければならない。

(事務)

第 52 条 研究科に係る事務については、本学の事務局において処理する。

附 則

本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 国際教養研究科国際教養学専攻修士課程授業科目及び単位数

授業科目		単位数		備考	
		必修	選択		
基盤 共通 科目	国際コミュニケーション概論	2			
	外国語教育学概論	2			
	情報処理学特論	2			
	国際文化・芸術学概論	2			
	英語表現概論	2			
基盤 選択 科目	交流セミナー特論（融合科目）		2	基盤選択科目から6単位以上を選択	
	国際経済学特論		2		
	環境・生命科学特論		2		
	数理・データサイエンス特論		2		
	社会心理学特論		2		
	英米文学特論		2		
	中国語特論		2		
	日本教育史特論		2		
コース別 特別 科目	国際 社会 研究 コース	国際社会研究基礎演習			国際社会研究コースに属する学生は国際社会研究基礎演習から6単位以上を選択
		国際環境生命学演習		2	
		国際食料問題演習		2	
		グローバル生態学演習		2	
		日本教育史学演習		2	
		社会心理学演習		2	
		数理統計分析学演習		2	
		データサイエンス演習		2	
		情報マネジメント・セキュリティー演習		2	
		英米文学演習		2	
		地域文化学演習		2	
		国際経済学演習		2	
	国際社会研究（修士論文）		8	国際社会研究コースに属する学生は必修	
国際 コミュ ニケー ション コース	国際コミュニケーション学基礎演習			国際コミュニケーションコースに属する学生は国際コミュニケーション学基礎演習から6単位以上を選択	
	データサイエンス応用演習		2		
	英語教育演習		2		
	情報処理学演習		2		
	日本語人類学演習		2		
	応用言語学演習		2		
国際コミュニケーション学研究（修士論文）		8	国際コミュニケーションコースに属する学生は必修		